

諮問番号：諮問第 200 号

答申番号：答申第 200 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）に基づく児童手当額改定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

相手（審査請求人の実母。以下「実母」という。）側が子どもの金銭を管理する立場にないため。

裁判で親権も審査請求人に決まった上で未だ子どもを連れ去っている相手でもあるため。

相手が子どもを連れ去った結果、児童手当が減額されるのは不当である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び国からの通知等に沿って適切に行われており、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

- (1) 法第 4 条第 1 項は、支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有するものに対し、児童手当を支給すると定めているところ、同項における監護とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることとされている（児童手当法等の施行について（昭和 46 年 9 月 4 日児発第 495 号厚生省児童家庭局長通達）第 2 の 1 の(3)）。

審査請求人は、実母が裁判で親権も審査請求人に決まった上で未だ審査請求人の子（以下「本件対象児童」という。）を連れ去っている相手である旨を主張している。

このことから、審査請求人には、本件対象児童の監督、保護を行っているという主観的意思は認められない。

また、令和元年8月28日付けの本件対象児童の引き渡しの審判を求める申立書には、当該申し立て時点で本件対象児童が実母及び実母の夫により監護されている旨が記載されており、実母が令和2年4月28日に提出した児童手当・特例給付認定請求書（以下「本件認定請求書」という。）に添付された本件対象児童の国民健康保険被保険者証には、交付年月日として令和元年11月6日、世帯主氏名として実母の夫の名前が記載されている。

これらのことから、審査請求人には、本件対象児童を監督、保護を行っているという客観的事実は認められない。

したがって、審査請求人は本件対象児童を監護しているものであるとは認められないので、処分庁が、審査請求人が本件対象児童を監護していないことを理由として、令和2年5月以降の児童手当額を減額する本件処分を行ったことに不合理な点はない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

（2）付言

処分庁は、公簿及び実母から提出された添付資料により、職権にて本件対象児童に係る児童手当の支給要件について確認したところ、審査請求人が本件対象児童を監護しなくなったため、法第4条第1項第1号の支給要件に該当しなくなったとして、本件処分を行ったと主張している。

しかしながら、処分庁は一部の事項を確認した根拠について、児童手当システムや保護課の担当職員からの聞き取りによる確認等を行ったとした上で、提出できる事実を証する資料はないと主張している。

また、処分庁から一部の事実を証する資料は提出されていない。

したがって、処分庁は本件対象児童に係る児童手当の支給要件について確認した旨を主張しているが、その事実を証する資料が示されておらず、処分庁が本件処分の判断の基礎とした事実の一部に不明確な部分が残っていると云わざるを得ない。

今後は、児童手当額に係る処分を行うに際して、その判断の基礎とした事実が十分に分かるように、処分の基礎とした事実を証する資料を全て作成し保存しておくべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年3月22日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年6月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第4条第1項は、支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有するものに対し、児童手当を支給すると定めているところ、同項における監護とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいうとされている。

本件についてこれをみると、審査請求人は、実母が本件対象児童を連れ去っている旨を主張しており、また、本件認定請求書に添付された本件対象児童の国民健康保険被保険者証には、世帯主氏名として実母の夫の名前が記載されていることから、審査請求人が本件対象児童の生活について監督、保護を行っているという主観的意思と客観的事実は認められない。

したがって、審査請求人が本件対象児童を監護していないことを理由として、処分庁が本件処分を行ったことに不合理な点はない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

なお、付言すると、処分庁は、本件処分の根拠となる事項について、一部聞き取り調査により確認を行ったと説明している。しかしながら、事件記録には聞き取り調査を行った旨の記載があるものの、聞き取り調査を行った事実を証する資料や、聞き取り調査

の結果について記録した資料は提出されていない。

今後は、その判断の基礎とした事実が十分に分かるように、処分の基礎とした事実を証する資料を然るべく作成し保存しておくべきである。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子